プレスリリース

反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動 (第2報)

平成 21 年 12 月 22 日財団法人日本鯨類研究所

第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)船団に属する第2昭南丸(SM2)は、12月17日に引き続き、12月22日11時頃(日本時間)から約2時間にわたり、反捕鯨団体シーシェパード(SS)所属のスティーブ・アーウィン(SI)号による妨害を受けた。

SM2 は SI 号の動勢を監視し、これを追航していたところ、11 時過ぎに、SI 号が船尾にロープを準備するなど不審な行動が見られた。このため、SM2 が確認のため接近したところ、SI 号は緑色のレーザー光線を SM2 乗組員に照射し、急旋回して SM2 に異常接近すると共に酪酸と思われる薬品瓶を投擲して放水を始めた。

SM2 は SI 号に対し、長距離音響発生装置 (LRAD) を用いて事前警告を行った後に放水を開始し、SI 号の攻撃回避に努めた。

これに対して SI 号は、船尾から浮子の付いたロープを流し、SM2 のスクリューや舵を狙った攻撃を仕掛けた。また、頻繁にレーザー光線を照射しながら酪酸瓶の投擲を繰り返し、酪酸瓶は SM2 に 5~6 本着弾したが、SM2 乗組員に被害は出なかった。

高出力のレーザー発生装置(レーザーポインター)は、肉眼に照射すれば失明の恐れのある大変危険なもので、日本国内のみならず SI 号の船籍国のオランダや、SI 号が事実上の母港としているオーストラリアでも規制されており、人に向けての照射は犯罪行為である。また、酪酸は皮膚に火傷を起こし、眼に入れば失明の恐れもある危険な薬品で、WHO等による「国際化学物質安全性カード」(ICSC) によれば、人体への有害性の他に、「この物質を環境中に放出してはならない」「水生生物に毒性がある」と明記されている。

当研究所は、SSがIWC加盟国の一致した非難と自制の要求を無視して、調査船と乗組員の安全を脅かす危険な暴力行為を繰り返すことを強く非難するとともに、ただちにこのような行為を止めるよう要請する。またSI号の船籍国であるオランダ、事実上の母港を提供しているオーストラリアをはじめ、関係国に対しては、利用可能なあらゆる手段を講じ、SSの暴力行為の抑止を図り、その犯罪行為に対しては厳正に対処することを強く要望する。